

様式2（行政手続条例適用：個票番号101）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年1月14日作成

処 分 名	庁舎の施設又は設備の使用等の許可	
根 拠 法 令 名	厚岸町庁舎管理規則（昭和49年厚岸町規則第13号）	
根 拠 条 項	第9条	
根 拠 条 文	町の事務若しくは事業以外のために庁舎の施設若しくは設備を使用しようとする場合又は前条第1項各号に掲げる行為をしようとする場合は、許可申請書（別記様式第2号）により庁舎管理者の許可を受けなければならない。	
審 査 基 準 の 内 容	次に掲げるもののいずれかに該当しない場合に許可する。 1 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号の暴力団及び同条第6号の暴力団員の利益になると認められる場合 2 施設又は備品が損壊し、使用者に危害が加わるおそれがあると認められる場合 3 庁舎近隣住民に明らかに不快感を与える集会、会議等の実施のための使用の場合 4 上記のほか、町の業務に支障を来すおそれがあると認められる場合	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	2日（日曜日、土曜日及び祝日は含まない。）
	経 由 機 関	日（機関名： ）
	協 議 機 関	日（機関名： ）
	処 分 機 関	2日（機関名：総務課総務係 ）
所 管 部 署	総務課総務係	
備 考		

様式2（行政手続条例適用：個票番号102）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成28年9月13日作成

処 分 名	臨時運行許可手数料の免除	
根 拠 法 令 名	厚岸町自動車臨時運行許可取扱規則(平成5年厚岸町規則第18号)	
根 拠 条 項	第6条	
根 拠 条 文	町長は、申請者が厚岸町手数料条例第4条第1号又は第4号に該当するときは、同条の規定により前条の手数料を免除する。	
審 査 基 準 の 内 容	<p>上記根拠条文のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国及び地方公共団体が申請したとき ・国及び地方公共団体の機関が申請したとき ・天災その他特別の事情があると認めたとき <p>に手数料を免除する。</p>	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	1日
	経 由 機 関	日（機関名： ）
	協 議 機 関	日（機関名： ）
	処 分 機 関	1日（機関名：総務課総務係 ）
所 管 部 署	総務課総務係	
備 考		

様式2（行政手続条例適用：個票番号103）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年1月23日作成

処 分 名	町政情報開示請求に対する決定	
根 拠 法 令 名	厚岸町情報公開条例（平成11年厚岸町条例第26号）	
根 拠 条 項	第12条第1項	
根 拠 条 文	<p>実施機関は、開示請求があった日から14日以内に、町政情報の開示をするかどうかの決定（以下「開示等の決定」という。）をしなければならない。ただし、やむを得ない理由により、その期間内に開示等の決定をすることができないときは、その期間を14日を限度として延長することができる。</p>	
審 査 基 準 の 内 容	別紙のとおり	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	14日（日曜日、土曜日及び祝日を含む。）
	経 由 機 関	12日（機関名：関係各課）
	協 議 機 関	日（機関名： ）
	処 分 機 関	2日（機関名：総務課広報情報係）
所 管 部 署	総務課広報情報係	
備 考		

【別紙】

第7条で定める基準のとおり

次に掲げる町政情報の開示請求があったときは、当該町政情報を開示する。

- (1) 法令又は他の条例の規定により又は慣行として開示され、又は開示することが予定されているもの
- (2) 人の生命、健康、生活若しくは財産を保護し、又は環境を保全するため、開示することが必要であると認められるもの
- (3) 当該個人が公務員(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員をいう。)又は公務員であった者の職務の遂行に関する情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職、氏名及び当該職務の内容に係る部分

次に掲げる非開示情報は、前項の規定にかかわらず、これを開示してはならない。

- (1) 個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、学歴、職歴、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人が識別されるもののうち、通常他人に知られにくいと認められるもの
- (2) 法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの
 - ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を著しく害すると認めるに相当の理由があるもの
 - イ 実施機関の要請を受けて、開示しないと条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、状況等に照らして合理的であると認められるもの
- (3) 開示することにより、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共安全と秩序の維持に著しい支障が生ずるおそれがあるもの

様式 2 (行政手続条例適用：個票番号 104)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年 1月23日作成

処 分 名	自己情報開示請求に対する決定	
根 拠 法 令 名	厚岸町個人情報保護条例 (平成17年厚岸町条例第12号)	
根 拠 条 項	第18条第1項	
根 拠 条 文	実施機関は、前条の請求書の提出があったときは、提出があった日の翌日から起算して14日 (当該請求が形式上の要件に適合しない場合において、当該請求に対し補正を求めたときは、当該補正に要した期間を除く。) 以内に、当該請求に応ずるか否かの決定をしなければならない。	
審 査 基 準 の 内 容	<p>第12条第3項で定める基準のとおり 開示請求に係る個人情報に、次に掲げる非開示情報のいずれかが含まれている場合を除き、当該個人情報を開示する。</p> <p>(1) 開示請求者前項の規定により未成年者又は成年被後見人の法定代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第3号並びに第19条第1項において同じ。)の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがあるもの</p> <p>(2) 法令等により開示請求者に開示できないと認められるもの</p> <p>(3) 個人の指導、診断、判定、評価等に関する情報であって開示請求者に知らせないことが正当と認められるもの</p> <p>(4) 開示することにより、町、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の公正又は適正な行政執行に著しい支障が生ずると認められるもの</p> <p>(5) 開示することにより、第三者の権利利益を侵害するおそれがあるもの</p> <p>(6) 前各号に定めるもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いて公益上開示しないことが必要と認めたもの</p>	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	14日 (日曜日、土曜日及び祝日を含む。)
	経 由 機 関	12日 (機関名：関係各課)
	協 議 機 関	日 (機関名：)
	処 分 機 関	2日 (機関名：総務課広報情報係)
所 管 部 署	総務課広報情報係	
備 考		

様式2（行政手続条例適用：個票番号105）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年1月23日作成

処 分 名	自己情報訂正請求に対する決定	
根 拠 法 令 名	厚岸町個人情報保護条例（平成17年厚岸町条例第12号）	
根 拠 条 項	第18条第1項	
根 拠 条 文	実施機関は、前条の請求書の提出があったときは、提出があった日の翌日から起算して14日（当該請求が形式上の要件に適合しない場合において、当該請求に対し補正を求めたときは、当該補正に要した期間を除く。）以内に、当該請求に応ずるか否かの決定をしなければならない。	
審 査 基 準 の 内 容	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（第29条）で定める基準のとおり 行政機関の長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるとき	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	14日（日曜日、土曜日及び祝日を含む。）
	経 由 機 関	12日（機関名：関係各課）
	協 議 機 関	日（機関名： ）
	処 分 機 関	2日（機関名：総務課広報情報係）
所 管 部 署	総務課広報情報係	
備 考		

様式2（行政手続条例適用：個票番号106）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年1月23日作成

処 分 名	自己情報利用停止請求に対する決定	
根 拠 法 令 名	厚岸町個人情報保護条例（平成17年厚岸町条例第12号）	
根 拠 条 項	第18条第1項	
根 拠 条 文	実施機関は、前条の請求書の提出があったときは、提出があった日の翌日から起算して14日（当該請求が形式上の要件に適合しない場合において、当該請求に対し補正を求めたときは、当該補正に要した期間を除く。）以内に、当該請求に応ずるか否かの決定をしなければならない。	
審 査 基 準 の 内 容	別紙のとおり	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	14日（日曜日、土曜日及び祝日を含む。）
	経 由 機 関	12日（機関名：関係各課）
	協 議 機 関	日（機関名： ）
	処 分 機 関	2日（機関名：総務課広報情報係）
所 管 部 署	総務課広報情報係	
備 考		

【別紙】

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（第36条第1項）で定める基準のとおり

【当該保有個人情報の利用の停止又は消去】

- ・ 個人情報を保有する行政機関により適法に取得されたものでないとき
- ・ 第3条第2項の規定（行政機関は、前項の規定により特定された利用の目的（以下「利用目的」という。）の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。）に違反して保有されているとき

【当該保有個人情報の利用の停止又は消去、提供の停止】

- ・ 第8条第1項及び第2項の規定（行政機関の長は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

二 行政機関が法令の定める所掌事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき。）

に違反して利用されているとき

様式 2 (行政手続条例適用：個票番号 1 0 7)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年 1 月23日作成

処 分 名	告知情報端末による情報提供の承認	
根 拠 法 令 名	厚岸町情報通信基盤施設の設置及び管理に関する条例 (平成23年厚岸町条例第6号)	
根 拠 条 項	第3条第3項	
根 拠 条 文	前項の規定により情報の提供をしようとする者は、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。この場合において、営利を目的とする情報の提供をしようとする者は、別表第2により算定した額を通信手数料として前納しなければならない。	
審 査 基 準 の 内 容	<p>第3条第1項第1号で定める基準のとおり</p> <p>厚岸情報ネットワークで提供するサービスは、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 通信サービス</p> <p>ア 行政事務の円滑な遂行を図るための行政情報の提供</p> <p>イ 地震、風水害及び気象予警報の伝達並びに避難の勧告、指示等災害情報の提供</p> <p>ウ 地域住民の生命、財産の保護に関する情報の提供</p> <p>エ 教育文化、保健福祉、産業その他の住民福祉の向上に資する情報の提供</p> <p>オ 地域産業の振興に資する情報の提供</p> <p>カ 町民の消費生活に関する情報の提供</p> <p>キ その他町長が必要と認める情報の提供</p> <p>厚岸町情報通信基盤施設通信取扱要綱第2条第1項第9号のとおり</p> <p>(9) 広告通信条例第3条第3項後段に規定する営利を目的とする情報の提供をいう。</p>	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	4 日 (総務課広報情報係)
	経 由 機 関	日 (機関名：)
	協 議 機 関	日 (機関名：)
	処 分 機 関	4 日 (機関名：総務課広報情報係)
所 管 部 署	総務課広報情報係	
備 考		

様式 2 (行政手続条例適用：個票番号 108)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年 1月23日作成

処 分 名	情報ネットワーク利用の承認	
根 拠 法 令 名	厚岸町情報通信基盤施設の設置及び管理に関する条例 (平成23年厚岸町条例第6号)	
根 拠 条 項	第7条	
根 拠 条 文	第3条第1項(第3号を除く。以下同じ。)に規定するサービスの提供を受けようとする者は、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。	
審 査 基 準 の 内 容	<p>第6条で定める基準のとおり</p> <p>厚岸情報ネットワーク(第3条第1項第3号のインターネット接続サービスを除く。)を利用することができる者は、次に該当するものとする。</p> <p>(1) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき、本町の住民基本台帳に記録されている者又は町内に居住用の家屋を有する者</p> <p>(2) 町内に事務所若しくは事業所(以下「事務所等」という。)を有する法人、公的機関又は団体(以下「法人等」という。)</p>	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	7日(総務課広報情報係)
	経 由 機 関	日(機関名：)
	協 議 機 関	日(機関名：)
	処 分 機 関	7日(機関名：総務課広報情報係)
所 管 部 署	総務課広報情報係	
備 考		

様式 2 (行政手続条例適用：個票番号 1 0 9)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成28年 9 月14日作成

処 分 名	情報ネットワーク利用者設備の変更等の承認	
根 拠 法 令 名	厚岸町情報通信基盤施設の設置及び管理に関する条例 (平成23年厚岸町条例第6号)	
根 拠 条 項	第10条第1項	
根 拠 条 文	利用者は、利用者設備を移転し、又は変更する必要があるときは、町長の承認を得なければならない。	
審 査 基 準 の 内 容	上記根拠条文のとおり ・利用者設備を移転し、又は変更する必要があるとき	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	4 日 (総務課広報情報係)
	経 由 機 関	日 (機関名：)
	協 議 機 関	日 (機関名：)
	処 分 機 関	4 日 (機関名：総務課広報情報係)
所 管 部 署	総務課広報情報係	
備 考		

様式 2 (行政手続条例適用：個票番号 1 1 0)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年10月 8 日作成

処 分 名	保有特定個人情報開示請求に対する決定	
根 拠 法 令 名	厚岸町特定個人情報保護条例 (平成27年厚岸町条例第27号)	
根 拠 条 項	第18条第1項	
根 拠 条 文	前条各項の決定は、開示請求があった日の翌日から起算して14日以内にしなければならない。ただし、第12条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。	
審 査 基 準 の 内 容	別紙のとおり	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	1 4 日 (日曜日、土曜日及び祝日を含む)
	経 由 機 関	1 2 日 (機関名：関係各課)
	協 議 機 関	日 (機関名：)
	処 分 機 関	2 日 (機関名：総務課広報情報係)
所 管 部 署	総務課広報情報係	
備 考		

【別紙】

第13条第1項で定める基準のとおり

実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有特定個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有特定個人情報を開示しなければならない。

- (1) 開示請求者（第11条第2項の規定により代理人による開示請求がなされた場合にあつては、当該本人をいう。次号及び次条第2項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報
- (2) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - ア 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報
 - イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報
 - ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分
- (3) 開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

様式 2 (行政手続条例適用：個票番号 1 1 1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年10月 8 日作成

処 分 名	保有特定個人情報訂正（追加及び削除）請求に対する決定	
根 拠 法 令 名	厚岸町特定個人情報保護条例（平成27年厚岸町条例第27号）	
根 拠 条 項	第27条第1項	
根 拠 条 文	前条各項の決定は、訂正請求があった日の翌日から起算して14日以内にしなければならない。ただし、第24条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。	
審 査 基 準 の 内 容	第25条第1項で定める基準のとおり 実施機関は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有特定個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有特定個人情報の訂正をしなければならない。	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	14日（日曜日、土曜日及び祝日を含む）
	経 由 機 関	12日（機関名：関係各課）
	協 議 機 関	日（機関名： ）
	処 分 機 関	2日（機関名：総務課広報情報係）
所 管 部 署	総務課広報情報係	
備 考		

様式 2 (行政手続条例適用：個票番号 1 1 2)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年10月 8 日作成

処 分 名	保有特定個人情報利用停止請求に対する決定	
根 拠 法 令 名	厚岸町特定個人情報保護条例 (平成27年厚岸町条例第27号)	
根 拠 条 項	第34条第 1 項	
根 拠 条 文	前条各項の決定は、利用停止請求が あった日の翌日から起算して14日以内にしなければならない。ただし、第31条第 3 項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。	
審 査 基 準 の 内 容	第32条第1項で定める基準のとおり 実施機関は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における保有特定個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有特定個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有特定個人情報の利用停止をすることにより、当該保有特定個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	1 4 日 (日曜日、土曜日及び祝日を含む)
	経 由 機 関	1 2 日 (機関名：関係各課)
	協 議 機 関	日 (機関名：)
	処 分 機 関	2 日 (機関名：総務課広報情報係)
所 管 部 署	総務課広報情報係	
備 考		